

地域子ども・子育て支援事業の充実

在宅で子育てされているかたも含めたすべての子育て家庭を支援するため、新制度では親子が交流できる居場所を増やすなど、多様な子ども・子育て支援を充実していきます。

主な事業名		お問い合わせ先
延長保育(時間外保育事業)		子育て推進課 ☎ 38-2128
留守家庭児童会(放課後児童健全育成事業)		青少年育成課 ☎ 22-0358
地域子育て支援拠点事業		子育てセンター ☎ 31-8006
子育て家庭ショートステイ事業(子育て短期支援事業)		家庭児童相談室 ☎ 31-0643
ファミリー・サポート・センター事業		ファミリー・サポート・センター ☎ 25-0521
一時預かり事業	幼稚園	教育委員会管理課 ☎ 38-2085
	保育所(園)等	子育て推進課 ☎ 38-2128
病児・病後児保育事業		子育て推進課 ☎ 38-2128
利用者支援事業		子育て推進課 ☎ 38-2128
妊婦健康診査費助成事業		保健センター ☎ 31-1586
こにちは赤ちゃん訪問事業(乳児家庭全戸訪問事業)		保健センター ☎ 31-1586
育児支援家庭訪問事業(養育支援訪問事業等)		家庭児童相談室 ☎ 31-0643

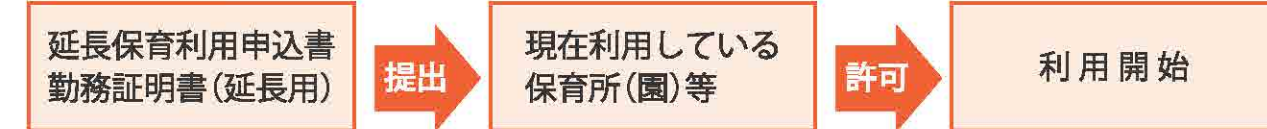


延長保育(時間外保育事業) 子育て推進課 ☎ 38-2128

就労等の状況により、保護者が通常の保育時間内(※1)に保育所(園)等にお子さんを迎えに行けない場合、19時(※2)まで延長してお子さんをお預かりすることができます。

◆対象者
保育所(園)等をご利用中のかた

◆利用の流れ



◆費用
基本料金 月額2,000円(使用日数を問わず、1日でも利用する際は必要)
利用料金 1回 200円

(※1)保育短時間の区分で保育所(園)等を利用されているかたは、各保育所(園)等が設定している保育短時間以外の時間にお子さんを預ける場合も延長保育の対象となります。
(※2)園によっては19時以降も延長保育を実施しています。

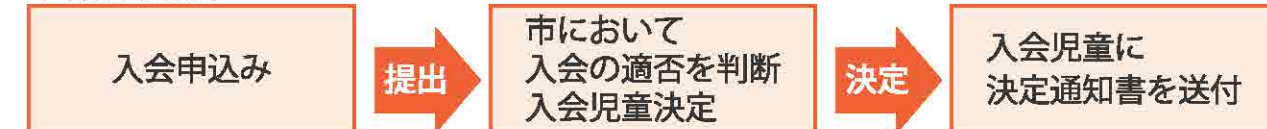


留守家庭児童会(放課後児童健全育成事業) 青少年育成課 ☎ 22-0358

学校の放課後、保護者が就労等で昼間家庭を不在にする小学1年生から3年生のお子さんを対象に、遊びを通じて生活指導その他児童の健全育成を図ることを目的に、市内の全小学校で実施しています。

原則として、各学級が所在する小学校の敷地内で行います。

◆利用の流れ



◆利用可能日時

平日	放課後～17時(※)
土曜日	9時～17時(※)
延長保育学級 (土曜日なし)	19時まで
長期学校休業日等 (平日延長あり)	8時30分～17時(※)

※11月～12月は16時30分まで

①お盆・年末年始等、実施しない日もあります。

◆費用

育成料	月額 8,000円	
	土曜保育の利用 月額 1,600円	延長保育の利用 月額 3,000円
その他 (おやつ・教材費)	月額 2,000円	

※災害補償保険料別途年額 500円必要

地域子育て支援拠点事業 子育てセンター ☎ 31-8006

子育て中の親子が集う空間で、親子とも気持ちをはぐることができるスペースです。また、出会いや育ち合いで仲間をつくり、子育ての輪を広げることができます。

◆対象者
乳幼児とその保護者

◆子育て相談
子育ての悩みや不安になったとき、電話や来所で相談できます。「むくむく」「ぷくぷく」「もこもこ」でも相談をお受けしています。不安なとき、イライラするときなども、話すことで気分が変わり、元気をとりもどすことができます。お気軽にご相談ください。

いつでも相談できるように「子育てホットライン」を開設しています。

☎ 月曜日から土曜日 9時から17時まで(祝日、休日、年末年始はお休みです。)



●子育てホットライン●
☎ 31-0611

◆利用可能日時・場所

ひろば	場所	利用可能日 (申込み不要)	時間
むくむく	子育てセンター (保健福祉センター内)	月曜日～土曜日 (水曜日、祝・休日、 年末年始はお休み)	10時～16時 (12時～13時は) お昼休み
ぷくぷく	精道幼稚園	月曜日 (祝・休日、年末年始はお休み)	
もこもこ	児童センター (上宮川文化センター)	金曜日 (祝・休日、年末年始はお休み)	

むくむく

所在地 芦屋市呉川町14番9号



ぷくぷく

所在地 芦屋市川西町11番10号



もこもこ

所在地 芦屋市上宮川町10番5号



子育て家庭ショートステイ事業 (子育て短期支援事業)

家庭児童相談室
☎ 31-0643

家族の入院・事故、その他やむを得ない事由で満18歳までのお子さんの養育が一時的にできなくなったとき、緊急時に芦屋市が指定している児童福祉施設に、お子さんを預けることができます。

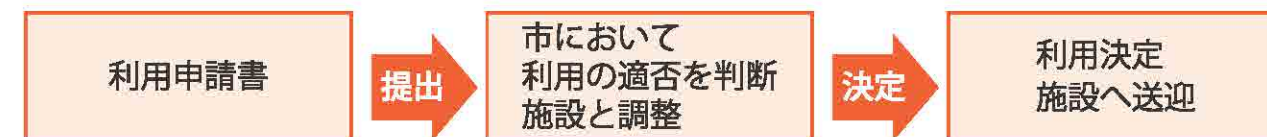
◆対象者
満18歳までの
お子さんがいる家庭



例えば、こんなときに利用できます

1. 保護者が病気になって誰もお子さんの世話ができないとき
2. 母親が出産で誰もお子さんの世話ができないとき
3. 病気のかたの看護のため誰もお子さんの世話ができないとき
4. 冠婚葬祭、出張及び学校等の行事のためどうしてもお子さんの世話ができないとき
5. 育児疲れのため、どうしても一時的な休息が必要となったとき

◆利用の流れ



①施設までの送迎は、保護者が行います。

◆利用可能期間・費用

利用は原則として7日以内(市長がやむを得ない事情があると認めた場合には、必要最小限の範囲で延長可)利用者負担(1日につき)

所得状況	2歳未満児 慢性疾患児	2歳以上児	緊急一時 保護の母親
生活保護法による被保護世帯	0円	0円	0円
前年度市町村民税非課税世帯	1,100円	1,000円	300円
その他の世帯	5,350円	2,750円	750円

●児童養護施設●

施設名	住所	電話
子供の家	尼崎市若王寺3-16-3	06-6491-8953
三光塾(学童)	西宮市小松西町2-6-30	0798-41-4421
小松のぞみの家	西宮市小松西町2-6-29	0798-41-4421
善照学園	西宮市山口町船坂2128-1	078-904-3773
神愛子供ホーム	神戸市東灘区住吉山手4-7-35	078-811-8698
愛神愛隣舎	神戸市灘区泉通4-4-5	078-805-2201
双葉学園	神戸市灘区鶴甲1-5-1	078-841-2792
神戸真生塾	神戸市中央区中山手通7-25-38	078-341-5897

●乳児院●

施設名	住所	電話
伊丹乳児院	伊丹市北野3-48-2	072-781-1744
御影乳児院	神戸市東灘区御影3-28-1	078-851-6128
真生乳児院	神戸市中央区中山手通7-25-38	078-341-5897
明石乳児院	明石市大久保町大窪2752-1	078-936-1419

●知的障がい児施設●

施設名	住所	電話
三田谷学園	芦屋市楠町16-5	0797-22-5025

ファミリー・サポート・センター事業 ファミリー・サポート・センター ☎ 25-0521

仕事と子育ての両立や地域での子育て支援を行うために、育児を手伝って欲しいという人(依頼会員)と育児の協力をしたいという人(協力会員)が会員となって、一時的・臨時的にお子さんを自宅で預かる相互の援助活動です。原則として協力会員の自宅でお子さんを預かります。



◆対象者

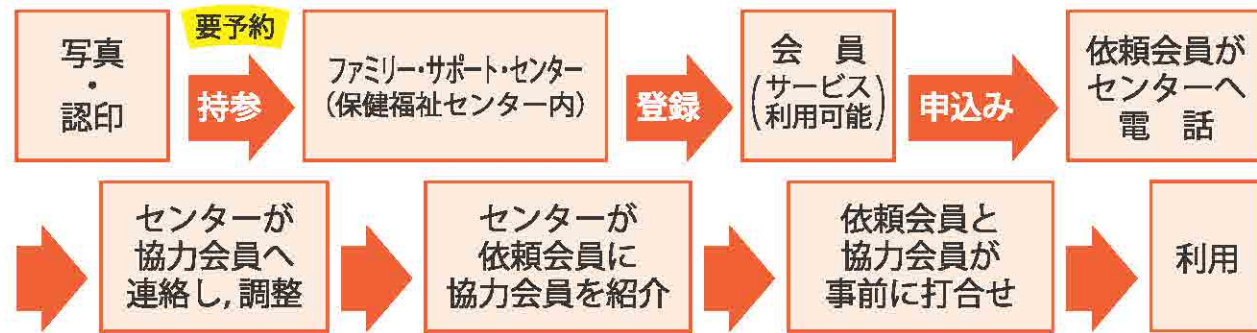
依頼会員は、0歳から小学6年生までのお子さんのいる家庭(市内在住もしくは在勤者)



例えば、こんなときに利用できます

1. 学校の放課後又は学童保育終了後に預かってほしいとき
2. 残業で保育所等にお迎えに行けないとき
3. 自分の時間がほしいとき(美容院・おけいこ・ショッピング等)
4. 子ども連れでは行きにくい外出のとき(通院・冠婚葬祭等)

◆利用のながれ

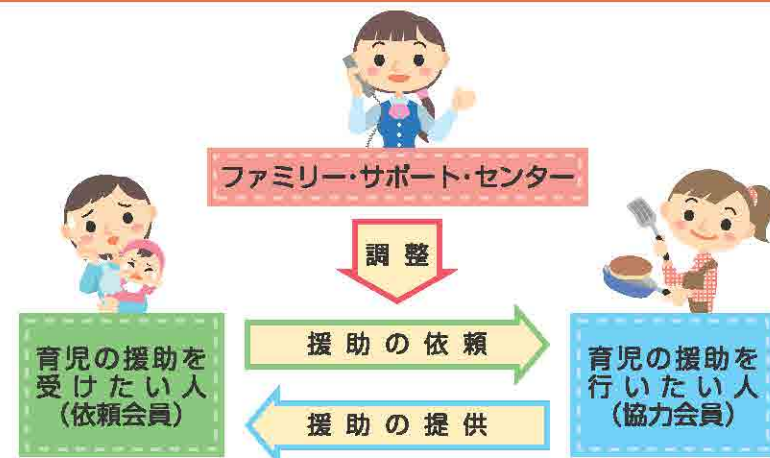


◆利用可能日時・費用

活動日・時間等	最初の1時間まで	1時間を超える場合
月曜～金曜(7:00～19:00)	800円	30分ごと400円
上記以外の時間帯と土・日・祝日 病気回復期等のお子さんを預かる時	900円	30分ごと450円

◆場所

所在地 芦屋市呉川町14番9号



一時預かり事業 市立幼稚園:教育委員会管理課 ☎ 38-2085 保育所(園)等:子育て推進課 ☎ 38-2128

市立幼稚園における一時預かり事業

市立幼稚園では、保護者の子育て支援の一環として、通常保育時間終了後にお子さんを園にてお預かりしています。

◆対象者

市立幼稚園に在園しているかた



例えば、こんなときに利用できます

1. 保護者の疾病、出産、就労等の理由により、一時的に家庭でお子さんの世話が出来ないとき
2. お子さんの兄弟姉妹の授業参観等に出席するために、一時的に家庭でお子さんの世話ができないとき

◆利用定員

定員:各園1日30人(4歳児と5歳児の混合学級)

① 30人の定員を超えた場合は、ご利用いただけません。

◆利用可能日時・費用

区分	時間(最大)	預かり保育料
通常保育時(弁当なしの日)	11時50分～16時30分まで	日額400円
通常保育時(弁当ありの日)	14時30分～16時30分まで	
夏季・冬季・春季休業日における 月曜日～金曜日まで	8時50分～16時30分まで	日額800円

※年末年始、始業式(各学期)、入園式等、実施しない日もあります。

※4歳児は弁当開始日(5月上旬)以降にご利用いただけます。

私立幼稚園等における一時預かり事業

市内の私立幼稚園等においても、保護者の子育て支援の一環として、通常保育時間終了後にお子さんを園にてお預かりしています。詳細は直接、園にお問い合わせください。

※市外の新制度に移行した幼稚園等での一時預かりについても、直接園にお問い合わせください。



保育所(園)における一時預かり事業

保護者が週3日だけ働く場合や、病気などで入院し、家庭でお子さんを見ることができない場合に、就学前のお子さんをお預かりしています。



◆対象者
就学前のお子さんがいる家庭



◆利用の流れ



①ご利用いただける人数には制限があり、利用希望が多い場合はご利用いただけない場合があります。

例えば、こんなときに利用できます

1. 就労・職業訓練等で平均週3日を限度として、断続的に家庭でお子さんの世話ができないとき
2. 保護者の傷病、出産等のやむを得ない理由で緊急・一時的に家庭でお子さんの世話ができないとき

◆利用可能日時・費用

時間	保育料
9時00分～17時00分	日額2,000円

※保育料のうち、500円は飲食にかかる費用です。



◆実施している保育園一覧

保育園名	対象
さくら保育園	1歳児～3歳児まで
山手夢保育園	1歳児～就学前まで
芦屋こぼと保育園	生後6か月～2歳児まで
浜風夢保育園	2歳児～就学前まで
夢咲保育園	1歳児～就学前まで
茶屋保育園	1歳児～就学前まで

病児・病後児保育事業 子育て推進課 ☎38-2128

病気等により、保育所(園)等での集団生活が困難なお子さんを一時的にお預かりしています。家族が仕事等でどうしてもお子さんを見ることができない場合にご利用いただけます。

◆対象者<以下のすべてにあてはまる必要がある>

1. 生後6か月から小学6年生(市内に居住または市内の保育所(園)等に在籍)
2. 保護者が就労・傷病・事故・冠婚葬祭の都合により家庭での保育が困難であること
3. 当面症状の急変はないが、病気等の回復に至っていないお子さん(回復期含む)

◆利用のながれ



◆利用可能日時・費用・場所

実施場所	実施日・時間	利用料	定員
病児・病後児保育ルーム (ひよこクラブ) (市立芦屋病院内)	月曜～金曜 7:30～18:00	日額2,000円 給食費:500円 (弁当持参の場合は不要)	1日4人 (最大)

※その他、受診に係る費用及び医師からの連絡票等の作成費は保護者負担となります。

※土、日、祝日、年末年始は実施していません。

※利用できるのは連続して7日が限度です。

対象となる病気やけが

1. 風邪や下痢等、子どもが日常的にかかる病気
2. 水ぼうそう、風しん等
3. ぜんそく等の慢性疾患
4. 骨折やけが等の外傷性疾患



※病気の急変の可能性が高い場合や新型インフルエンザ等の感染性の強い疾患の場合は、お預かりできないことがありますので、ご了承ください。

◆場所



利用者支援事業 子育て推進課 38-2128

お子さんとその保護者等、または妊娠しているかたが、幼稚園・保育所(園)等の施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、市役所内において案内・サポートするサービスを行っています。P.10参照



例えば、こんなときに利用できます

- 1. 子育てをしていて不安や困ったことがあり、誰かに相談したいとき
- 2. 子どもを預けて働きたいが、どのような施設があるかわからないとき
- 3. 保育所(園)等の施設について知りたいとき

妊婦健康診査費助成事業 保健センター 31-1586

お母さんと赤ちゃんの健康をまもり、安心して出産を迎えるために定期的な健康診査を受ける際の助成(受診1回5,000円×最大14回分)を行っています。

◆対象者
妊婦健康診査時に芦屋市内に住民票があり、母子健康手帳の交付を受けたかた

◆利用のながれ

妊娠届出(母子健康手帳交付)時、妊婦健康診査費助成申請書に必要事項を記入し、保健センターへ申請



- ※海外の医療機関での受診分は助成対象外です。
- ※県外など助成券が使用できない医療機関等で受診するかた、助成券を使用せずに受診したかた、助成券交付前に妊婦健康診査を受診のかたなどは償還払いができません。

助成項目

定期検査(子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿検査、体重)、妊婦初期検査、超音波検査、血液検査(血算、血糖等)、B型溶血性レンサ球菌(GBS)、HTLV-1抗体検査、その他医師が必要と認めた検査



◆場所



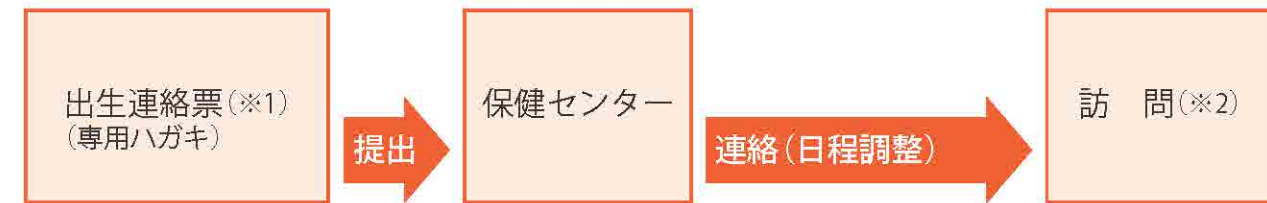
こんにちは赤ちゃん訪問事業(乳児家庭全戸訪問事業) 保健センター 31-1586

赤ちゃんとの生活や育児を楽しむためのお手伝いとして、生後4か月までの赤ちゃんがいるすべての家庭を保健師や助産師、看護師等の専門スタッフが訪問して、次のようなサービスを行っています。



◆対象者
生後4か月までの赤ちゃんがいるすべての家庭

◆訪問のながれ



- (※1) 出生届の提出と同時に出生連絡票(ハガキ)を郵送してください。
- (※2) 訪問日時を決める連絡をさせていただいた上で訪問します。

❗ 出生連絡票の提出がない場合でも、4か月児健診までに訪問できるよう保健センターから連絡があります。

◆内容
赤ちゃんの身体計測、母子の健康や育児についてのご相談、子育てに関する情報の提供等を行います

👉 早めの訪問を希望されるかた、里帰り中のかたなどもご相談ください。



育児支援家庭訪問事業(養育支援訪問事業等) 家庭児童相談室 31-0643

育児ストレスや産後うつ病など子育てに不安や孤立感を抱える家庭や、支援が必要な家庭に対し、保健師やヘルパーが訪問し、次のような支援を行っています。

- ◆内容
 1. 乳児を養育する保護者等に対する簡単な育児、家事等の援助
 2. 乳幼児を養育する保護者等に対する育児指導及び栄養指導
 3. 保護者等の身体的、精神的不調状態に対する相談及び支援 など

❗ 世帯の課税状況により、利用者負担が生じます。



子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法の規定に基づき、市では20人以内の委員で組織される子ども・子育て会議を設置しています。

「芦屋市子ども・子育て会議」とは、市の子ども・子育て支援事業計画(*)を策定したり、子ども・子育てに関する重要な事項について審議したりと、様々な議論をするところです。

市の子ども・子育てに関することは、市内の子ども・子育て家庭の実状を踏まえて議論する必要があります。学識経験者のかた以外にも、公募による市民のかた、保護者団体関係者のかた、保育所(園)や幼稚園の先生、子育て支援団体のかたなどが多数参加しています。



子ども・子育て支援事業計画

市では、新制度の下で幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくために、平成27年3月に「芦屋市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。



「芦屋市子ども・子育て支援事業計画」

平成27年度から平成31年度までの5か年計画としてスタートしています。(芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画(後期)を引き継ぐ計画としても、位置づけられています。)



※本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、市町村に策定が義務づけられている「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。



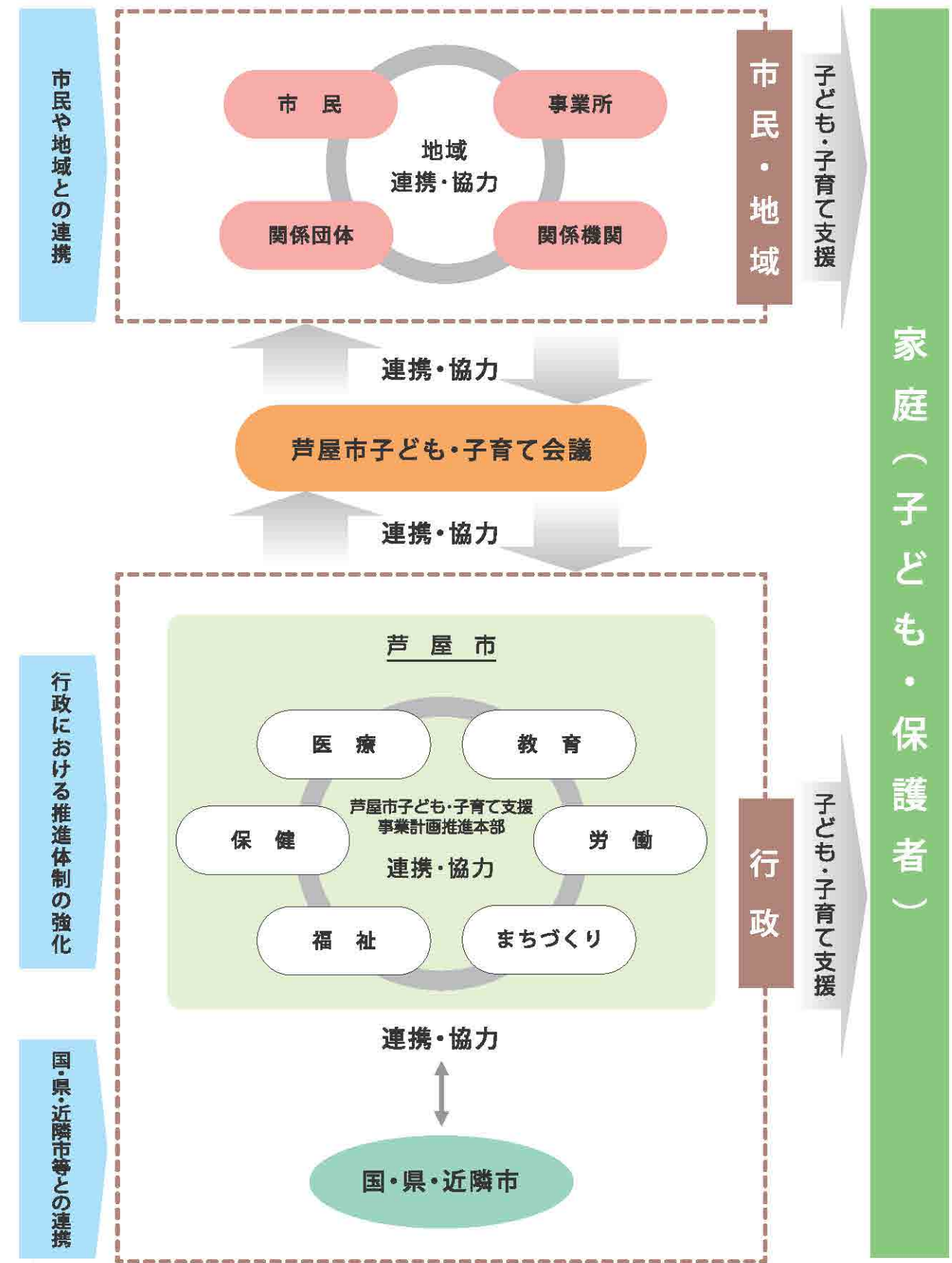
計画の内容は、市ホームページでご覧いただけます。

<http://www.city.ashiya.lg.jp/kodomoseisaku/shinseido/keikakusyo.html>

芦屋市子育て未来応援プラン

検索

新制度における連携イメージ図



主な相談窓口

育児・教育



こんなときに…	相談機関	電話番号	日時
お子さんの養育をする上でのさまざまな悩みごとについて相談をしたいとき 児童虐待が疑われるとき 通報	家庭児童相談室	31-0643	月～金曜日 (祝・休日除く)
	相談直通ダイヤル(はぐくみ)	38-8993	9:00～17:30
夜間・休日電話	子育てでテレフォンハッピートーク (夜間・休日)	0798-45-5535	上記以外の日時
子育て相談をしたいとき 誰かに子育ての話を聞いてほしいとき (子育てに悩んだり、不安になったり、 イライラしたりしたときなど)	子育てセンター	31-8006	月～土曜日 (祝日除く)
	子育てホットライン	31-0611	9:00～17:00
不登校、学習障がい、問題行動、友人関係など学校園における悩みがあるとき 心の悩みを持つお子さん(幼児)及びその保護者との教育相談	打出教育文化センター	38-7130	電話:月～金曜日 (9:00～17:00) 面接:火・木・金曜日 要予約 (13:30～17:15)
いじめ、不登校、進路、学習、友人関係などお子さんの日常生活の上で気になること、不安なこと、心配なことなどを相談したいとき	カウンセリングセンター (専門カウンセラー・ 電話相談員が対応)	23-5998	電話:月・水・金曜日 (10:00～16:00) 面接:月・水曜日 要予約 (12:30～16:30)
いじめ、不登校、進路・学習、友人、異性問題など、学校に相談しにくいとき	青少年愛護センター	31-8229	電話:月～金曜日 (9:00～17:30)
障がいなどにより特別な支援が必要なお子さんへの対応等について相談したいとき	特別支援教育センター	31-0654 (センター直通)	月～金曜日 要予約 9:00～17:00
		38-2087 (学校教育課)	

入所・入園

こんなときに…	相談機関	電話番号	日時
保育所(園)等への入所について相談したいとき	子育て推進課入所係	38-2128	月～金曜日 9:00～12:00 12:45～17:30
公立幼稚園の入園について相談したいとき	教育委員会管理課	38-2085	
学校の教育全般についての疑問や意見、要望などを伝えたいとき	教育110番	22-0110	9:00～17:00

Memo

健康・発育・発達



こんなときに…	相談機関	電話番号	日時
お子さんの健康(育児・栄養など)について相談したいとき(母子栄養相談)	保健センター (保健師・栄養士が対応)	31-1586	第1月曜日 要予約 9:30～11:00
乳児の育児や離乳食・母乳に関して相談したいとき(育児相談)	保健センター (保健師・栄養士・助産師が対応)		第1水曜日 9:30～10:30
お子さんの発育や発達などが心配なとき(こどもの相談)	保健センター (臨床心理士が対応)		月1回 要予約 13:30～
お子さんの急病、ケガでお困りのとき	阪神南圏域小児救急医療相談 (看護師が、受診の必要性や 応急処置について対応)	06-6436-9988	月～金曜日 21:00～24:00 土・日・祝・年末年始 16:00～24:00
保護者が、休日・夜間の急なお子さんの病気にどう対処したらよいか、病院の診療を受けたほうがいいのかなど判断に迷ったとき	小児救急医療・電話相談 (相談窓口へ自動転送され、 小児科医師・看護師が対応)	#8000	月～土曜日 18:00～24:00 日・祝・年末年始 9:00～24:00

母子・父子家庭

こんなときに…	相談機関	電話番号	日時
母子・父子家庭の生活相談をしたいとき、母子父子寡婦福祉資金の貸付について知りたいとき	子育て推進課子ども係	38-2045	月～金曜日 9:00～12:00 12:45～17:30 (火曜日と木曜日 午前中を除く)

要予約 相談窓口によっては、事前予約が必要な場合があります。

子ども・子育て支援 新制度

平成27年7月

発行 芦屋市

編集 芦屋市こども・健康部子育て推進課

〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号

☎(0797)38-2180

☎(0797)38-2190

